

木造住宅耐震設計または耐震改修補助金を活用した実績のある事業者リスト

1. 木造住宅耐震設計または耐震改修補助金を活用した実績のある事業者リスト（以下、「事業者リスト」という）の概要

- (1) 事業者リストは、木造住宅の耐震設計または耐震改修補助金を活用した実績のある事業者を公開することで、大阪府内の木造住宅の所有者が耐震改修等を行う際に事業者を探すことにお役立ちいただき、木造住宅の耐震化をより促進するために作成するものです。
- (2) 大阪建築物震災対策推進協議会ホームページ (<http://www.osaka-suishinkyo.jp/>) 等で公開しています。
- (3) 事業者リストに掲載されている事業者は、記載事項等に変更がある場合、または掲載を取り下げたい場合は、大阪府または市町村の担当窓口へご連絡ください。
- (4) この事業者リストに掲載されている事業者と依頼者との間で生じた契約上の紛争について、大阪府および府内市町村、大阪建築物震災対策推進協議会（以下、大阪府等という。）が責任を負うものではありません。
- (5) 掲載期間は、ホームページに公表してから 2 年程度を予定しています。（期間は変更となる場合があります。）

2. 事業者リストの作成基準

- (1) 令和 3 年度に大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱に基づく補助金を活用した木造住宅の耐震改修設計または耐震改修工事で、その工事等を請け負った事業者を対象とします。
- (2) 事業者の掲載順は、事業者の所在地ごとに整理を行います。同一市町村で複数の事業者がある場合は、法人格を除く事業者名の 50 音順とします。
- (3) 本店や支店の事業所がある事業者は、それぞれの事業所を掲載します。ただし、本店や支店の所在地や電話番号が同一となっている場合は、1 事業所のみを掲載します。
1 事業所のみを掲載する場合の優先順位は、次のとおりです。
 - ①大阪府内にある事業所
 - ②複数の活用実績がある場合は、最も多くの実績がある事業所
 - ③事業者リストに記載される事業者数の最も少ない市町村にある事業所
 - ④申請時期の最も早い事業所
- (4) 事業者リストの作成対象となる年度から作成時点まで、「3. 掲載期間中におけるリストからの除外基準」に該当しない事業者を対象とします。

3. 掲載期間中におけるリストからの除外基準

- 次の (1) ~ (4) に該当した事業者は、事業者リストから除外します。
- (1) 事業者リスト掲載の連絡先に連絡が取れなくなっていることが判明したとき。なお、連絡先の変更が確認されたときは、改めてリストに掲載します。
 - (2) 事業者による一方的な契約解除など事業者が原因となる契約に関するトラブルがあったと、府民等から大阪府または市町村に連絡があったとき。
 - (3) 事業者による強引な営業、または「府や市町村の依頼により訪問している」等の府民に誤解される営業、不適正な営業、もしくはそれらに関して警察へ通報したと、府民等から大阪府または市町村に連絡があり、大阪府または市町村がそれらを確認できたとき。
 - (4) その他大阪府または市町村が必要と認めるとき。

4. 事業者リストの公表の取りやめについて

大阪府等の事情により、事業者リストの公表を取りやめる場合があります。